

# 北別府里づくり計画書

～都市と自然との共栄 我まち北別府～



平成23年5月  
北別府里づくり協議会

## 一目次一

北別府里づくり計画の策定にあたって .....	3
第1章 里づくり計画とは .....	4
第2章 北別府地区の現況 .....	5
2-1 地名の由来 .....	5
2-2 立地条件 .....	5
2-3 人口・組織等の状況 .....	6
2-4 地域の面積・農村用途区域 .....	7
2-5 地域の歴史 .....	9
2-6 地域の資源（河川・施設・史跡） .....	10
2-7 農業の概況 .....	15
第3章 北別府地区が抱える課題 .....	17
3-1 生活環境に関すること .....	18
3-2 農業に関すること .....	19
第4章 北別府里づくり計画 .....	20
4-1 生活環境改善計画 .....	20
4-2 農業振興計画 .....	22
4-3 土地利用計画 .....	24
参考資料 .....	26
北別府里づくり計画策定経過 .....	26
アンケート調査結果 .....	27
圃場整備に関する地権者対象アンケート調査結果(平成22年2月実施) .....	31
里づくり計画に関する上位計画 .....	34
北別府里づくり協議会規約 .....	37
北別府里づくり協議会役員名簿 .....	38

### 表紙写真

大きな写真：共生ゾーン区域内の農地

上段左：大歳神社

上段中：花卉栽培ハウス

上段右：北別府会館

## 北別府里づくり計画の策定にあたって

北別府地区では、平成 11 年に「北別府里づくり協議会」を設立しましたが、里づくり計画策定には至りませんでした。

平成 19 年に井吹南地区圃場整備事業の話がもち上がり、その後、永井谷地区と併せた準備委員会が発足したのを機に、地域の現状を見つめ直し、地域の将来を考えていく里づくり計画策定に取り組むことにいたしました。圃場整備事業に関わる対象農地は、ごくわずかですが大切な農地ですので、これを機械に将来の地域農業を見据えた取組を考えました。

また北別府地区は、第 2 神明道路を境として北部に市街化調整区域（共生ゾーン区域）、南部に市街化区域が広がっており、共生ゾーン区域内には住居が存在しないため、生活の中心は、市街化区域となっています。市街化区域が地区の大きな割合を占めるため、市街化調整区域のみで考えるのではなく、市街化区域と併せた地域づくりを考えました。

今後も、都市(市街化区域)と自然(市街化調整区域)が存在し、共栄していく、北別府らしい地域づくりを目指していきます。

平成 23 年 4 月



# 第1章 里づくり計画とは

神戸市では平成8(1996)年4月に、都市近郊農業と田園環境を確実に保全するための「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例(以下、「共生ゾーン条例」)」が制定されました。「共生ゾーン条例」に基づいて既存の都市計画法や農業振興地域整備計画との整合性に配慮しながら、神戸市独自の土地利用規制として「農村用途区域」を指定するほか、農業の振興に関する計画や環境の整備に関する計画などを含めた「里づくり計画」が作られますが、計画作りの主体は『里づくり協議会』が担います。

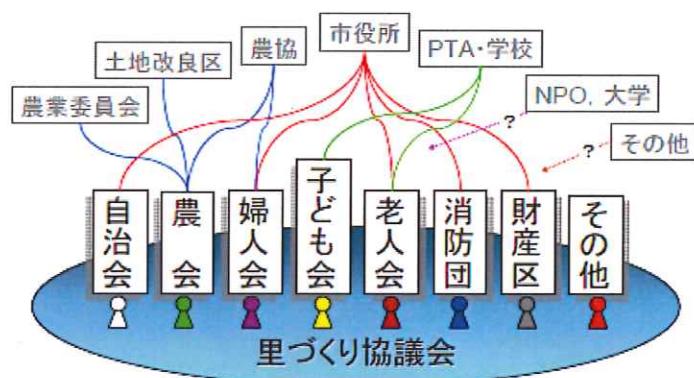
神戸市『人と自然との共生ゾーン条例』より

『里づくり協議会』は、協議会のメンバーに農家以外の方も加わること、自治会や農会をはじめ様々な立場の団体が集まること、そこに外部との繋がりもあることが特色であり、この立場の異なる人々が一同に会して集落の将来像を話し合うことで、色々な立場の意見や考えをお互いに発見でき様々なアイディアが生まれ、集落の絆も深まります。

市内の様々な地域において、『里づくり計画』に基づいて農業の振興や農村の活性化、あるいは農村を魅力あるものにするためや農村における市民相互のふれあいをすすめることを目的とした取り組みが実施されています。

その他、共生ゾーン条例に基づく「農村用途区域」の用途変更を行うこともできます。これには、私たちの意向を反映する権限を持っており、将来の土地利用を住民の手で考えていくことができます。つまり『里づくり協議会』は農村地域の将来を住民自らが語り、考える「場」として用意されています。

里づくり協議会イメージ図



## 第2章 北別府地区の現況

### 2-1 地名の由来

別府は「別符」から変じたもので「別符」は莊園をつくる際、山野を開墾する免許状の「別符」が与えられ、それが別府になったと伝えられています。

### 2-2 立地条件

伊川谷町は、西区の南東部に位置し、南側は明石市に、北西部は西神南ニュータウン、北東部には学園都市に接しています。西区の中でも都市化が進んでいる地域であると同時に、施設園芸などにより野菜や花卉の専業農家が多い地域もあります。

別府地区は、伊川谷町の最西部に位置し、新興住宅地など市街化区域が中心となった地区です。明石川上流「伊川」を挟み南北に分かれており、北部が北別府地区です。古文書によると、北別府地区は本村豎東西十丁、横南北六丁といわれておる、大歳宮森・大將軍森・鎮守森・地蔵森などの森も存在していたといわれています。

北別府地区は、第2神明道路を境として北部に市街化調整区域（共生ゾーン）、南部に市街化区域が広がっています。共生ゾーン区域内には住居がなく、農地等の地権者の数も限られていますが、地域活動は区域と関係なく行うため、当里づくり計画は市街化区域も関連するものと考えています。ただし、土地利用計画については共生ゾーン区域に限るものといたします。



伊川谷町の位置



伊川谷町を構成する各集落の位置

## 2-3 人口・組織等の状況

### (1)世帯数・人口

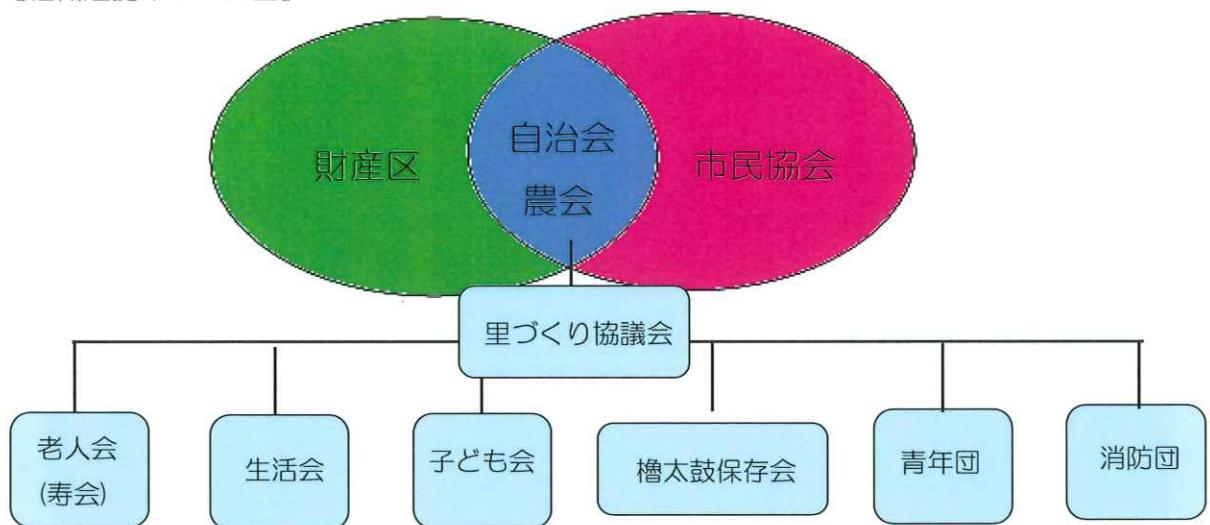
項目	年 平成 7 年 1995	平成 12 年 2000	平成 17 年 2005	平成 22 年 2010
総世帯数 (戸)	—	1,891	1,743	1,919
農家数 (戸)	26	26	23	28
専業農家 (主業農家)	4	4	2	—
第1種兼業農家 (準主業農家)	6	2	2	—
第2種兼業農家 (副業的農家)	16	20	19	—
農家人口 (人)	120	114	105	120
男	53	52	47	—
女	67	62	58	—
農地面積 (a)	981	908	616	—
田	767	795	530	—
畑	209	108	86	—
樹園地	—	5	—	—

- \* 上記表の数値は国勢調査、農林業センサスより引用。
- \* 次ページ以降の文中の数値は現状の実態に合わせたため、一部数値に上記表と相違がある個所があります。

### (2)地域の組織

組織名	構成	戸数(人)	主な活動
北別府財産区	旧住民	35戸	所有財産の管理
北別府市民協会	旧住民	35戸	地域組織の総括
自治会	旧住民	35戸	地域活動の総括、プランター・花壇の整備
農会	農地所有者	25戸	農地周辺の環境整備、水路清掃
老人会（寿会）	60歳以上	約70人	大歳・若宮神社の管理、グランドゴルフ
子ども会	小学生以下	7戸	七夕祭
大歳神社保存会	氏子	35戸	
櫛太鼓保存会	自治会十分家	49戸	伊川谷惣社の秋祭の運営
青年団	高校生～24歳	15人	伊川谷総社の秋祭では櫛太鼓巡行
消防団		14人	防災全般
生活会	任意（JA組合員女性）	20戸	文化教室（生け花、料理）、資源回収

【組織連携イメージ図】



## 2-4 地域の面積・農村用途区域

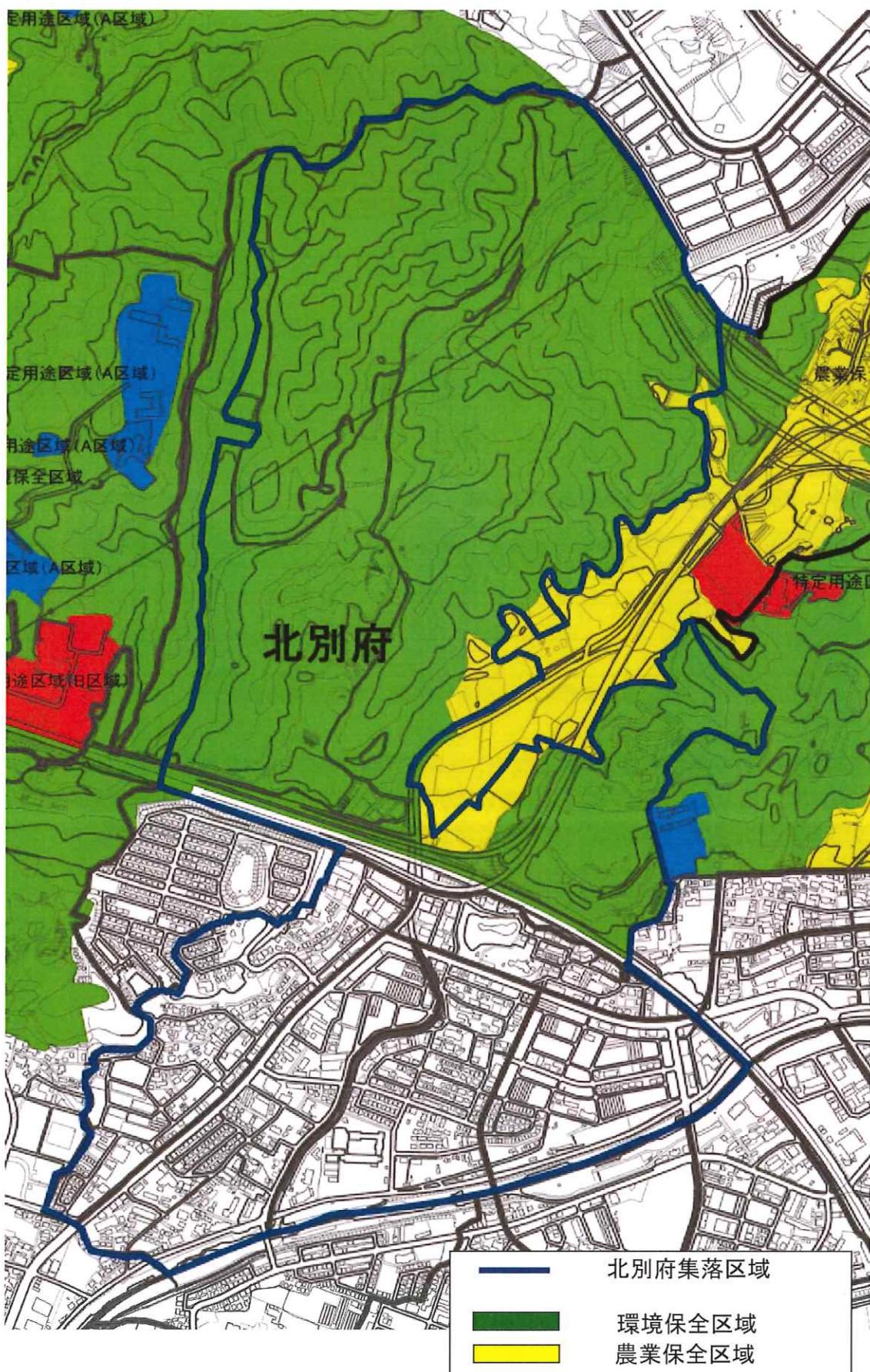
		市街化調整区域（共生ゾーン）	市街化区域
地区総面積		12, 522. 6 a	7, 032 a
農地面積	田	248. 3 a	426. 1 a
	畠	52. 5 a	99. 1 a

\* 住宅地図、農家台帳、水田野帳による推計（実測との誤差がある）

北別府地区は、市街化調整区域(共生ゾーン区域)と市街化区域に分かれています。共生ゾーン区域については、ほとんどが自然環境を保全しながら、土地利用調整を行なう環境保全区域に設定されています。その他は、農業的土地利用を行なう農業保全区域に設定されています。

用途区域	面積 (a)	率
環境保全区域	12, 044	96.2%
農業保全区域	479	3.8%
集落居住区域	0	0.0%
特定用途区域A区域	0	0.0%
特定用途区域B区域	0	0.0%
合計	12, 523	100.0%

【農村用途区域】



## 2-5 地域の歴史

- 1877 年頃:井出村・東河原村・白水村が合併して潤和村が、生田村・漆山新田が合併して有瀬村が、南別府村・北別府村が合併して別府村が、池上村・脇村が合併して上脇村が、永井谷村・吹上新田が合併して井吹村が、下皆発村・東皆発村・門前村が合併して前開村が成立しました。
- 1889 年 :市町村制施行に伴い、以上の村がすべて合併し伊川谷村が成立しました。
- 1947 年 :合併により神戸市垂水区の一部となりました。
- 1972 年 :山陽新幹線が開業し伊川谷町内を通過しました。  
駅はありませんが伊川谷初の鉄道路線です。
- 1982 年 :神戸市西区が分区、西区の一部となりました。
- 1983 年 :北別府土地区画整理事業が完了しました。
- 1985 年 :神戸市営地下鉄が、神戸市街地から学園都市駅まで開業しました。
- 1987 年 :神戸市営地下鉄が西神中央駅まで延伸しました。  
伊川との交点近くに伊川谷駅が開業しました。
- 1993 年 :西神南駅が開業しました。

## 2-6 地域の資源（河川・施設・史跡）

### (1) 河川・ため池

#### 【伊川（明石川水系）】

伊川は、六甲山系の西端に位置し、北区北五葉付近を源に多くの支川を集めながら明石川に合流する二級河川です。明石川水系河川環境管理基本計画に基づきゾーン毎に整備が進められるなか、当河川は歴史・文化と自然のゾーンに属し、自然環境や親水性、景観に配慮した河川改修を実施しています。

伊川の河川改修は昭和55年より下流部から着手し、当初は治水の安全を第一目標に、コンクリート護岸で固めた直線的な河川をつくってきましたが、平成2年度からは整備のあり方を見直し、周辺環境に調和した河川整備を目指すことになりました。

また、“伊川を愛する会”および“伊川千本桜の会”が中心となり、河川敷に桜を植樹しています。美しい河川景観と親水性の高い環境づくりを行い、住民の憩いの場の形成に役立っています。



#### 【永井谷川】

西神南ニュータウン内の永井谷ダム、大戸口ダムを源に流れる河川で、北別府地区内で伊川に合流する明石川の支流の1つです。北別府地区内において共生ゾーン区域から市街化区域を流れており、景観の形成と多様な生き物の生息にとって重要な河川です。



#### 【ため池】

北別府地区での農業用水用のため池として、籠池、七ツ池の二つのため池があります。籠池については、圃場整備事業を実施しパイプライン化が実現すれば不要となる可能性もあります。



籠池

## (2)公共的な施設

### 【北別府会館】

昭和 61 年に建設された北別府地区住民の拠点施設です。住民の集会や各種文化教室の開催で利用されるほか、櫓太鼓の管理もされています。また、地域の伝統文化、歴史、区画整理の実績などを記した書物も保管されています。



### 【伊川谷小学校】

1910 年（明治 43 年）、上脇小学校と有瀬尋常小学校が合併し伊川谷尋常高等小学校となりました。これが伊川谷小学校の創立となっています。その後、1928 年（昭和 3 年）と 1987 年（昭和 62 年）に校舎を新築しています。2009 年に創立 100 周年を迎えました。

神戸市の中でも特に児童数の多い学校であり、地域との密接な関係をつくることが安全・安心な地域づくりにつながる考えています。



### 【都市公園】

北別府地区内には、芝垣内公園、堂ノ前公園、岩田公園、丁ノ山公園、久保田公園、天王山東公園などがあります。ほとんどは区画整理事業の実施とともに整備されたものであり、子どもたちの遊び場所や住民の憩いの場所として利用されています。特に、堂ノ前公園は、伊川谷小学校の真向かいに位置するために放課後の児童の遊び場所としていつも賑やかな場所です。



芝垣内公園



堂ノ前公園



岩田公園



丁ノ山公園



久保田公園



天王山東公園

## 【農産物直売所 六甲のめぐみ】

西区押部谷町にあるJA兵庫六甲が運営する大規模農産物直売所です。地区外の施設ではありますが、地区内農家は野菜類を多く出荷しており、北別府の今後の農業を考えるうえで関連が深い施設です。



## (3)社寺仏閣

### 【大歳神社】 ◆五穀豊穰・商売繁盛・交通安全の神

大歳神社は天王山の山裾に位置しています。昔は閑静なところでしたが、近年の宅地開発により周辺は都市化が進みました。ただ、この鎮守の森の静けさは住民の心に安らぎを与えていました。



神社のお祭りなどは自治会長が責任者となって取り纏めていましたが、社殿建設にあたり、氏子会組織（大歳神社保存会）を結成し、お祭りや維持を行っています。祭の世話当番は家順で、五人ずつで行われています。宅地開発で辺りは数百戸に増えましたが、祭りは旧住民35戸で行っています。

### 【若宮神社】

芝垣内公園の麓に位置しています。昭和58年完了の特定土地区画整理事業で新築されました。



### 【伊川谷惣社】

当神社の御祭神は、おおなむちのみこと大己貴尊ほか三柱の神で、伊川谷14集落の総氏神です。じんくうこうごう神功皇后が、朝鮮遠征の帰途、明石川から伊川を船でのぼり、ここで一休みして、「おおにぬしのみこと大国主命をここに祀れ」と命じたのが、この惣社の創始であると伝えられています。創立年代は詳らかではありませんが、後三条天皇の延久3年(1071年)9月再建し、太山寺密教院の定喜法師の勧請と伝えられています。



5世紀後半には大和王朝が確立し、明石の国も国造によって治められる事になり、6世紀には、大和王朝の物部系の郡司により、郡中の神社の数々を集めて祀ったことから、13世紀の鎌倉時代以降は惣社と言われるようになりました。

また、江戸時代、明石城主の崇敬篤く、3石の黒印領を寄せています。神社背後の鬼神山には数基の古墳がみられ、調査の結果、鏡や土器の形式から4世紀のものと推定され、早くから文明の進んだ地域であったことがわかります。現在の本殿は、阪神淡路大震災の後、建て替えられたものです。

春祭りには1石4斗の餅撒き、秋祭りには、各地区からくり出す櫓太鼓4基、獅子3基、神輿等等、また奉納相撲などもあり、クライマックスの神幸祭は圧巻です。

### ◆五穀豊穰・家内安全・厄除け・交通安全・事業弥栄の神

### ※年間行事

- 1月（成人の日） … 大歳神社 春の祭（歳旦祭）  
2月（建国記念日） … 若宮神社 モチ撒き  
7月 12 日 … 大歳神社 夏の祭  
9月（敬老の日） … 大歳神社 秋の祭  
10月（第1土日） … 伊川谷惣社 秋の祭（櫓太鼓が参加）

### 【與樂寺】

太山寺ができるとき明石の 7 薬師寺の 1 つとして、靈龜 2 年（716）に開創されたといわれる太山寺の末寺です。明治 22 年（1889）の市制・町村制で、小さな村が統合されて伊川谷村になりましたが、当時の村役場はこの場所に置かれていたそうです。



### 【お寺】

その他、北別府地区内には、真言宗の滝山寺、大師寺などが存在します。

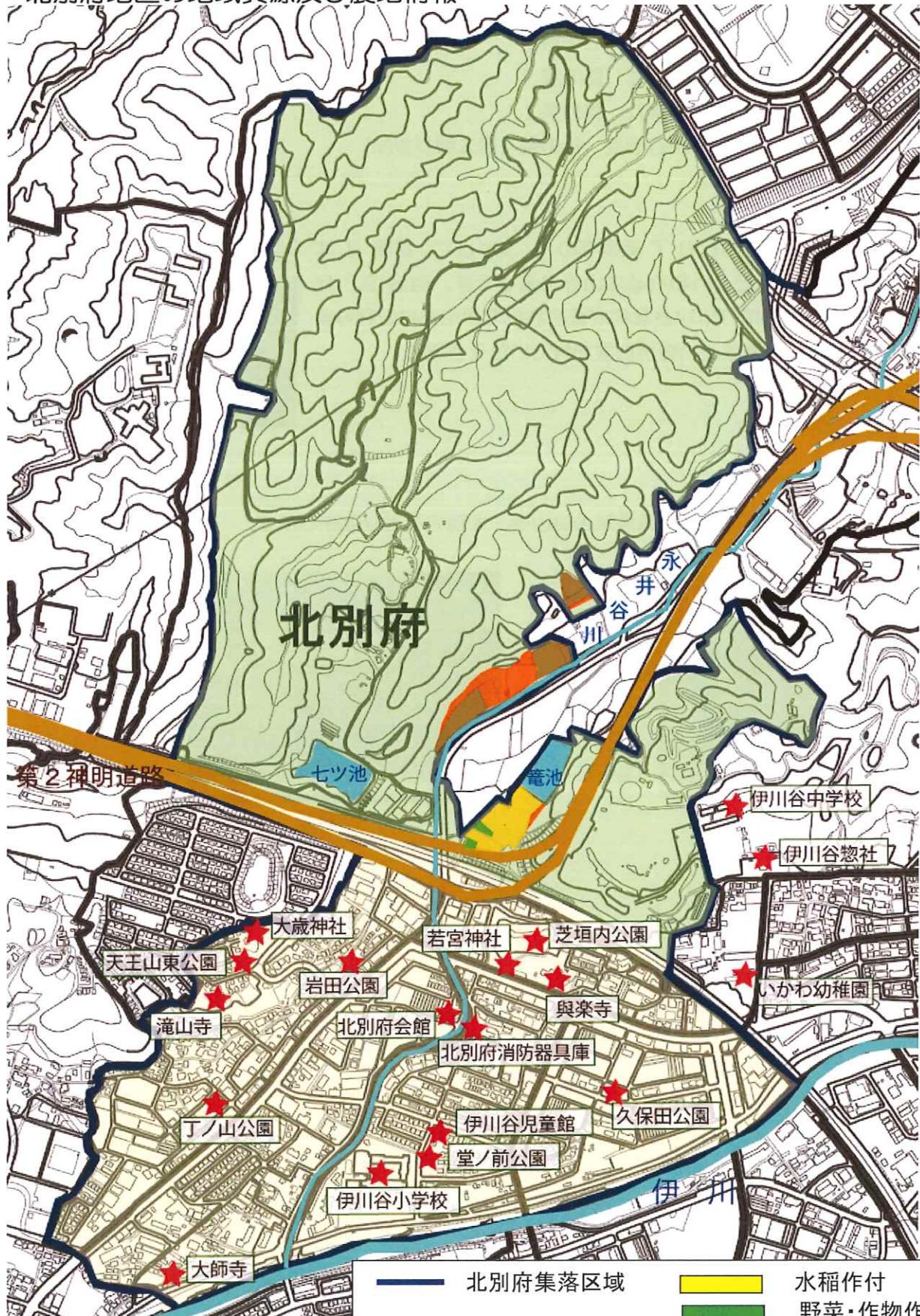


滝山寺



大師寺

## 北別府地区の地域資源及び農地情報



<b>北別府集落区域</b>	<b>水稻作付</b>
<b>市街化調整区域</b>	<b>野菜・作物作付</b>
<b>市街化区域</b>	<b>自己保全</b>
	<b>未利用農地</b>

## 2-7 農業の概況

### (1) 農地（水田）の利用状況（単位：a）

作目	水稻				野菜等	保全管理	計
	キヌヒカリ	コシヒカリ	ヒノヒカリ	他			
作付面積	264.7	55.4	57.3	8.8	200.6	87.6	674.4
率	39.2%	8.2%	8.5%	1.3%	29.7%	13.0%	100%

うち共生ゾーン区域

作目	水稻	野菜等	保全管理	計
作付面積	168.5	15.3	64.5	248.3
作付率	67.9%	6.2%	26.0%	100%

うち市街化区域

作目	水稻	野菜等	保全管理	計
作付面積	217.7	185.3	23.1	426.1
作付率	51.1%	43.5%	5.4%	100%

\* 水田野帳による集計（実面積との誤差がある）

### 【現地調査結果：農地の利用状況】（平成22年9月時点）

目的：里づくり計画策定に取組むにあたり、共生ゾーン区域内の現状を農業面から見つめなおし、地域の将来像を描く材料にしました。調査は永井谷地区と併せて行ないました。

実施：平成22年9月6日・7日

調査者：京都大学農村計画学研究室・兵庫県立大学農村計画研究室・農業振興センター

実施結果：前ページ図面参照

## (2) 農家世帯主の年齢構成

	80代～	70代	60代	50代	40代以下
農家世帯主数	5名	6名	7名	6名	1名
構成比	20%	24%	28%	24%	4%

## (3) 生産部会の加入状況

こうべ旬菜軟弱部会…7名（生産品目：ホウレンソウ、ミズナ、チンゲンサイ等）

コンテナ利用組合…7名

## (4) 市街化区域の農業施設

地名	場所	施設	推定面積
北別府1丁目	-7-2番付近	ビニールハウス7棟（野菜）	19.2a
	-10-2番付近	ビニールハウス4棟（野菜）	11.6a
	-27-2番付近	ビニールハウス4棟（野菜）	
	-27-3番付近	ビニールハウス4棟（野菜）	9.5a
	-7-1番付近	貸し農園(116区画)	20a
	-6-2番付近	貸し農園(21区画)	3.6a
北別府4丁目	-16-2,3番付近	ビニールハウス4棟（野菜）	19a
	-19-2番付近	ビニールハウス4棟（野菜）	9.8a
	-19-1,4番付近	ビニールハウス6棟（野菜）	14.2a
北別府5丁目	-6,7番付近	ビニールハウス3棟（野菜）	7.4a
	-1,2番付近	ビニールハウス3棟（野菜）	11.8a
	-7,8番付近	ビニールハウス3棟（野菜）	8.9a

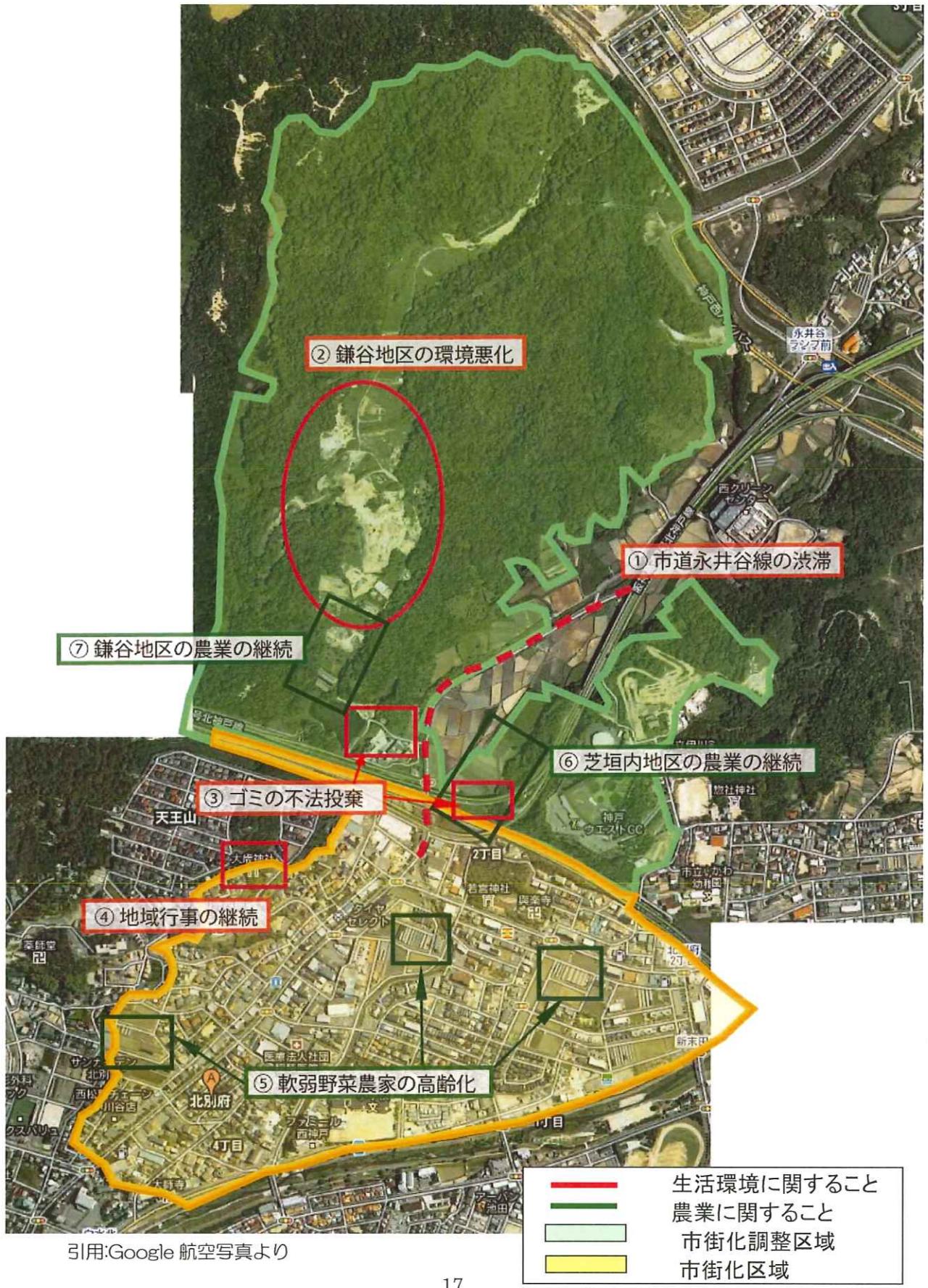
## (5) 農業機械・設備

田植え機 6台

コンバイン 7台

トラクター 18台（東地区8台、西地区9台）

### 第3章 北別府地区が抱える課題



引用:Google 航空写真より

### 3-1 生活環境に関するこ

#### (1)市道永井谷線の渋滞問題(地図番号①)

市道永井谷線は、西神南ニュータウン・伊川谷間の通行が便利で、高速道路のICがあることから、朝夕はかなりの交通量となります。地域内住民の日常生活や農業用車両の通行に不便が生じており、何らかの渋滞緩和対策が必要と考えています。



#### (2)鎌谷地区の環境・土地利用問題(地図番号②)

第2神明道路沿いから玉津町水谷地区にかけての谷筋に広がる鎌谷地区は、数十年前から土地の売買が横行し、産廃業者による残土処分地が乱立して環境が悪化している地域です。平成22年11月には、地区内の処分業者“明宝産業”による面積6,450m<sup>2</sup>、高さ19mの土砂埋め立て行為が、県廃棄物処理条例違反の疑いで県警の家宅捜索を受けています。地域内には農業用のため池や農地が残っており、このような残土処分行為は自然環境と農村環境の維持に障害となるため、行政（神戸市環境局・建設局・行財政局、兵庫県警察）と地域が連携した対策を考える必要があります。



#### (3)ゴミの不法投棄問題(地図番号③)

共生ゾーン区域の農地や永井谷川周辺、第2神明道路の高架下にはゴミの不法投棄が多く、住民の頭を悩ませています。草刈やクリーン作戦、水路清掃などの地域活動により、適宜、清掃活動を実施していますが抜本的な対策には至っていません。

行政（神戸市環境局・建設局、兵庫県警察）と地域が連携した対策を考える必要があります。



#### (4)地域行事の継続(地図番号④)

大歳神社のお祭や地域清掃など数多くの地域活動を実施していますが、人材の高齢化に伴い参加人数の減少が目立っています。今後10年、20年先を考えると継続の有り方を検討する必要があります。また、若い世代や女性、自治会外住民の参加を促すなど様々な方法を検討する必要があります。



## 3-2 農業に関するこ

### (1) 軟弱野菜の専業農家の高齢化・減少(地図番号⑤)

伊川谷地区では、昭和50年代よりコマツナ、ホウレンソウなどの軟弱野菜の生産が盛んで、西区の野菜生産の原動力ともなっています。平成10年から始まった市のブランド野菜である“こうべ旬菜”生産も多く、伊川谷の軟弱野菜は関西でもその名を誇っています。

北別府地区でも、区画整理後の集団農地において多くのビニールハウスを整備し、7名の生産者が軟弱野菜を生産しています。しかし、生産者の高齢化が目立っており、このままでは、優れた技術が若い世代に受け継がれず、衰退していくことが危惧されます。



### (2) 共生ゾーン区域内の農業の継続（芝垣内地区）(地図番号⑥)

永井谷地区から連亘している芝垣内地区は、圃場整備を実施していない昔ながらの農道、水路のままの田畠が広がっています。稲作を中心になんとか農業を継続していますが、近年はちらほら保全管理のみの農地が増えています。農家が高齢化していく中で、次世代に優良農地を受け継いでいくため、圃場整備実施について検討する必要があります。また、米の価格低迷に歯止めがかからない中、永井谷地区も含めて集落営農による農業経営について真剣に考える必要があります。



### (3) 共生ゾーン区域内の農業の継続（鎌谷地区）(地図番号⑦)

鎌谷地区は、前述のとおり産廃処理や残土処分が相次ぐ問題の多い地区です。地区内には、耕作放棄されている農地が多く、農地としての活用を急ぐよりも、まずは環境改善を最優先に考えていくべき地区です。



## 第4章 北別府里づくり計画

### 4-1 生活環境改善計画

#### (1)市道永井谷線の環境改善

渋滞対策として、北別府自治会、永井谷自治会、伊川谷町自治会の連名で「永井谷線 4 車線化」を市に要望しました(H22 春)が、「右折レーンの設置を検討する」との回答がもらいました。地域としては 4 車線化だけではなく、「20m幅道路の実現」という対策に切り替え、引き続き行政に対して要望をあげていくことにします。

また、圃場整備事業の実施に併せて、「永井谷線から芝垣内地区農地に進入する農業車両のための信号を設置する」、「永井谷線から鎌谷地区へ進入する車両を制限する」など、農業用車両の利便性と安全性の向上のために必要なことを検討します。



#### (2)鎌谷地区の環境改善

鎌谷地区での産廃処理、残土処分に対しては、地域住民が業者に対して声をあげるだけでは解決できません。地域としては、当地で行われる行為に対して日頃から監視を行い、違法な行為があれば行政（神戸市、兵庫県警察など）へ連絡するという体制をつくり、地域と行政の情報共有を図ります。

また、七ツ池周辺を丁寧に保全・管理すること、農地に景観作物を作付することで、地域住民で利用していることを明確にします。その他、啓発看板の設置や通行車両の制限など、考えられる対策を検討し、長い年数をかけて環境改善を実現します。



#### (3)不法投棄の対策

農道周辺のゴミ投棄対策としては、日頃から草刈や水路掃除を定期的に行い、美しい状態に保つことで不法投棄防止の啓発に取り組みます。永井谷川周辺でも同様にクリーン作戦や景観保全の取組みを行うことでゴミを捨てにくい美しい状態を維持することを目指します。また、日頃から地域住民による監視を心がけ、不法投棄を発見した場合は、次の連絡体制により速やかに連絡を行います。

○共生ゾーン区域内…発見住民 ⇒ 里づくり協議会長 ⇒ 神戸市環境局

○市街化区域内 …発見住民 ⇒ 自治会長 ⇒ 神戸市環境局

また、不法投棄が頻繁に起こる場所では、神戸市環境局と協議し啓発看板や監視カメラの設置を検討します。

#### (4)美しい景観の保全

北別府地区は、自然、農業、都市が混在した神戸市の縮小版ともいえる地域です。美しい景観を形成していくことで、住民の憩いの場になり、ゴミの不法投棄も減ると考えられます。

芝垣内地区の農地は、耕作放棄されないように農作物の作付や適切な管理を促します。高齢化等により耕作放棄農地が発生する可能性がある場合は、農業が継続できるよう地域内の他の農家に協力要請を行います。

永井谷川は、多様な生物の生息環境、美しい水辺環境をつくる可能性を秘めています。下流の伊川では、伊川を愛する会や伊川千本桜の会が、河川敷に桜の植樹を行うなどして憩いの場の形成に活発に取り組んでいます。上流の永井谷川においても、美しい景観づくりのため地域住民と神戸市（建設局、環境局）が連携しきめ細やかな草刈やクリーン作戦を定期的に行います。また、将来的には桜の植樹やプランターの設置など景観形成作物の植栽についても検討します。



水稻の作付け



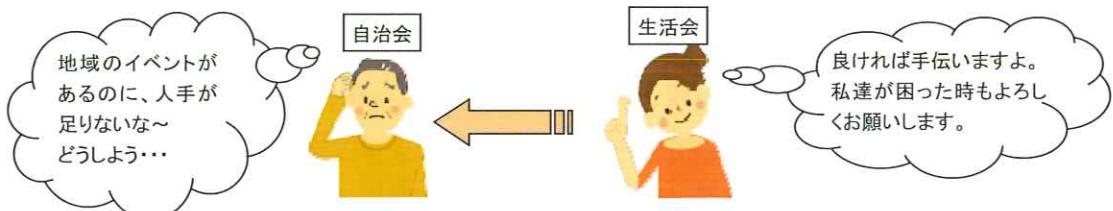
伊川沿いの桜



堂ノ前公園の植栽

#### (5)コミュニティの強化と地域活動の継続

地域活動の継続を考えるにあたり、最も大切なことはコミュニティの活性化と考えます。北別府地区には多くの地域組織がありますが、これらの地域組織が今まで以上に連携を強め情報共有を図ることが大切です。地域組織同士が連絡を密に行うことにより、抱えている問題や有用な情報を共有することができます。地域行事における人材不足についても、組織の慣習や性格に囚われず、他組織から協力してもらう体制をつくることが基本となります。



ただし、高齢化の現状を考慮すると地域内住民だけではどうしても不足する場合があります。その場合は、町内の他地域や学校、施設との連携を検討します。他地域では、神戸学院大学の学生が神輿の担ぎ手となったという実例もあります。時と場合に応じて、外部との積極的な連携を進めていきます。

また、組織同士の連携と情報共有のためには手法が大切です。会議を重ねるだけでは手間と時間がかかるという問題もあります。広報誌を発行するにも費用と人材が必要となります。ホームページやメールマガジンの発行など、北別府に見合った情報共有の手法を検討していきます。

## 4-2 農業振興計画

### (1) 圃場整備計画

芝垣内地区が含まれる井吹南地区については、永井谷地区と共同で圃場整備計画を策定中です。地権者38名（うち北別府地区10名）・面積約20haの規模で、平成23年度申請を目指し準備を行っています。

主な整備内容としては、区画の大規模化、農道・パイプラインの整備を予定しており、農作業の効率化と次世代が受け継ぎやすい農地基盤整備を目指します。また、芝垣内地区は市道永井谷線と隣接した農地区域であるため、農業車両の利便性、安全性の確保にも努めます。

芝垣内地区は水稻の作付が多い地区であり、圃場整備後も継続して水稻を中心とした農業を継続していきます。その手段として、永井谷地区と連携した集落営農組織を設立し、農作業の共同化、生産コストの低減、農業の担い手育成に取り組みます。

また、地区内のパイプライン化を機に、竈池を廃止します。<sup>かこいけ</sup>廃止後の有効活用策として、市民農園や集落営農組織の倉庫敷地などの農業用、または、バスターミナルなどの非農業用としての活用の双方を検討します。

### (2) 集落営農計画

圃場整備の実施に併せて、永井谷地区と一体となった集落営農組織の設立を図ります。圃場整備実施地区（井吹南地区）の農地を中心として水稻栽培を担う組織づくりを基本としますが、米の販売情勢を考慮しながら様々な品目に柔軟に対応できるような組織を目指します。

まずは、個々が所有する農業機械の個数減を図るために、田植え機やコンバインの共同利用を実施します。その後、資材の共同購入や米の共同販売など組織としての経営を目指します。また、高齢化により農作業従事者の減少が深刻となっているため、農家以外の地域住民も対象とした農業機械の運転講習や野菜などの栽培講習を実施して、若い農業者の育成する機能も発揮したいと考えています。

また、将来的には井吹南地区に限定せず、市街化区域農地、永井谷の上地区も含めて組織化ができるような発展を目指します。

### (3) 農業の担い手の育成

農産物の価格低迷により農業だけで生活することが難しくなっていますが、北別府地区の優れた軟弱野菜の栽培技術は次世代に受け継いでいきたいと考えています。また、市街化区域内に設置されたパイプハウスを今後も有効に活用していく必要があります。農家の家族（息子、娘婿など）が継いでくれるのが最も理想的な継承ですが、農業に興味を持つ地域外の若者（新規就農希望者）を受け入れる体制づくりも検討していきます。

前述のとおり、集落営農組織による栽培講習等により若手農業者の育成を検討しますが、市街化区域内の軟弱野菜農家においても積極的に農作業従事者の受入れを行います。その際、地域内だけで対応するのではなく、JA 兵庫六甲の無料職業安定所や神戸市（産業振興局）の新規就農促進事業、兵庫県地域就農支援センターの情報も活用します。



#### (4)環境保全型農業の実践

近年、農薬や化学肥料をなるべく使用しない『環境と人にやさしい環境保全型農業』が全国的に広がっています。北別府地区においても、軟弱野菜農家が神戸市の“こうべ旬菜事業”に取り組んでおり、環境保全型農業の意識は高いです。また、市街化区域の農地は都市住民の生活環境の中には存在するため、農薬の使用や肥料の散布などに気を遣っています。一方、JA 兵庫六甲の“六甲のめぐみ”などの農産物直売所や地元スーパーでの地場野菜の売れ行きは好調で、人と環境に優しい農産物は消費者ニーズにも合致しています。

今後は、既存の取り組みに限らず、水稻や他の作物においても環境保全型農業を拡大していく、北別府地区産の農産物の安全・安心の PR と周辺住民の生活環境への配慮に努めます。



#### (5)都市地域を生かした農業の展開

近年、“都市と農村との交流”、“子どもたちへの食農教育”的必要性が高まり、都市住民（消費者）と農業者が直接交流を行う農業体験イベントが全国各地で実施されています。消費者に対して農業の理解を深めるうえで大切な取り組みであり、一定の効果もあると考えています。また、北別府地区の農業は、周辺の都市住民と切っても切り離せない関係であり、まさに、『都市と自然との共栄』が必要です。

北別府地区では、伊川谷小学校の児童を対象とした米づくり体験に取り組んでいます。しかし、現在は、特定の農家と学校との連携であり、地域がまとまった活動には至っていません。今後、各地域団体（特に、生活会、青年団などの女性・若者）が関わることができる仕組みをつくっていきます。

また、現在市街化区域内に 1 ケ所(アグリアきたべふ園Ⅰ・Ⅱ)、貸農園が運営されています。貸農園も都市住民が農に触れることができる貴重な場所であるため、需要と運営手法を検討しながら、今後新たな農園の設置が可能かどうかを検討します。

将来的に、地域の農業を継続し、新しい若手農家を育てていくためには、都市住民の理解を得て、経営的に成り立つ新たな農業の展開が必要です。特に、圃場整備後の篭池の活用方法の 1 つとして都市農村交流、食農教育に役立てることを検討します。



市街化区域内で運営されている貸農園

## 4-3 土地利用計画

### 【農業保全区域】

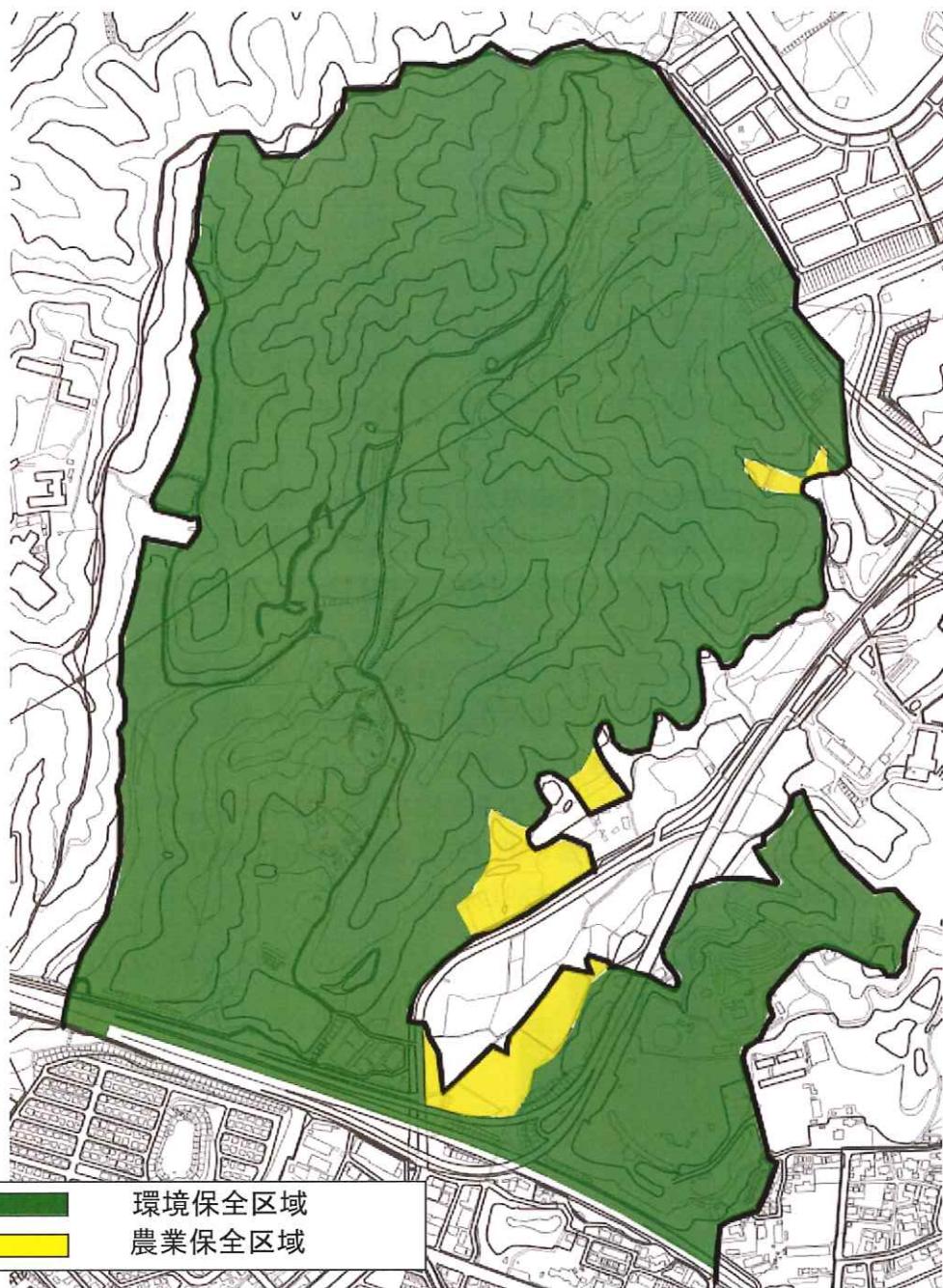
区域については、圃場整備予定地区を含めて既存の農業保全区域からの変更はしません。

土地利用の方針としては、原則、農業の発展に寄与する利用に限るものとします。新たな土地利用が発生した場合に同意するか否かは、役員会に諮って会長が決定するものとします。

### 【環境保全区域】

区域については、既存の環境保全区域からの変更はしません。

土地利用の方針にとしては、環境や景観に影響があるかどうかを判断基準とします。新たな土地利用が発生した場合に同意するか否かは、役員会に諮って会長が決定するものとします。



# 参考資料

- ・北別府里づくり計画策定経過
- ・アンケート調査結果
- ・里づくり計画に関する上位計画
- ・北別府里づくり協議会規約
- ・北別府里づくり協議会役員名簿

## 参考資料

### 北別府里づくり計画策定経過

日時	項目	内容
平成 21 年 12 月 1 日	第 1 回会議(永井谷合同)	①圃場整備の状況説明 ②『里づくり計画』についての説明
平成 22 年 2 月 3 日	第 2 回会議(永井谷合同)	①『里づくり』の他地域の事例紹介 ②今後の進め方について検討
平成 22 年 2 月下旬	アンケート調査	圃場整備対象農家へのアンケート調査
平成 22 年 5 月 11 日	打合せ	里づくり方針について
平成 22 年 5 月 14 日	第 3 回会議(永井谷合同)	今後の『里づくり』についての意見交換
平成 22 年 7 月 20 日	第 4 回会議	組織活動・交流事業について
平成 22 年 9 月 6 日	現地調査(永井谷合同)	①農地情報実態・土地利用実態の把握 ②地域資源の把握 ③地区の問題点の把握
平成 22 年 9 月 7 日		
平成 22 年 12 月 21 日	現地調査	地域内施設の把握
平成 23 年 1 月 14 日	第 5 回会議	里づくり計画(案)について
平成 23 年 4 月 15 日	第 6 回会議	里づくり計画(修正案)について
平成 23 年 4 月 16 日	全体会議	計画内容について集落住民に報告

## アンケート調査結果

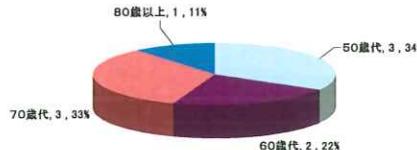
圃場整備に関する地権者対象アンケート調査結果(平成22年2月実施)《地域農業の現状》  
配布日:2月20日 回収日:3月10日 回答者:11人

### 1. 回答者についておたずねします。

(1) あなたの年齢はどれくらいですか。

項目	人数(人)	割合(%)
① 30歳未満	0	0
② 30歳代	0	0
③ 40歳代	0	0
④ 50歳代	3	33
⑤ 60歳代	2	22
⑥ 70歳代	3	33
⑦ 80歳以上	1	11
合 計	9	100

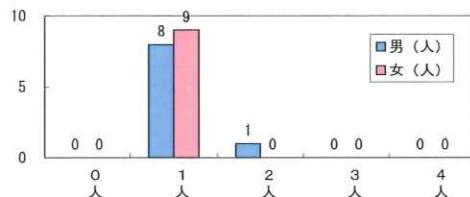
(9/11人回答)



(2) あなたの家の農業從事者の人数を記入してください。

項目	男(人)	女(人)
0人	0	0
1人	8	9
2人	1	0
3人	0	0
4人	0	0
合 計	9	9

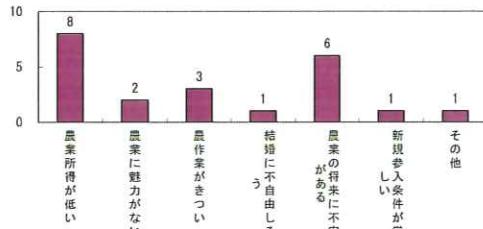
(7/11人回答)



(2) 後継者が不足する原因は何だと思いますか。

項目	人数(人)	割合(%)
① 農業所得が低い	8	36
② 農業に魅力がない	2	9
③ 農作業がきつい	3	14
④ 結婚に不自由しそう	1	5
⑤ 農業の将来に不安がある	6	27
⑥ 新規参入条件が厳しい	1	5
⑦ その他	1	5
合 計	22	100

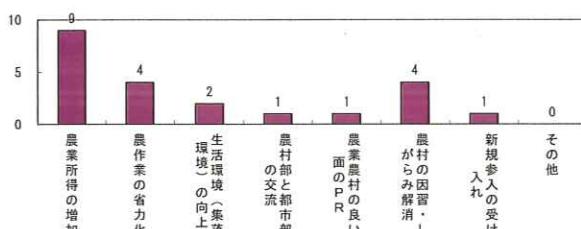
(9/11人回答)



(3) 後継者の不足に向けて、当面、何が必要であると思われますか。

項目	人数(人)	割合(%)
① 農業所得の増加	9	41
② 農作業の省力化	4	18
③ 生活環境(集落環境)の向上	2	9
④ 農村部と都市部の交流	1	5
⑤ 農業農村の良い面のPR	1	5
⑥ 農村の因習・しがらみ解消	4	18
⑦ 新規参入の受け入れ	1	5
⑧ その他	0	0
合 計	22	100

(9/11人回答)



(3) あなたの家の就業状況をおたずねします。

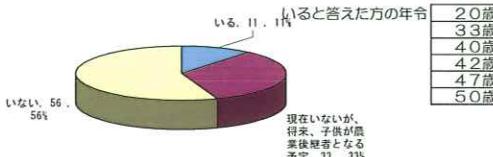
項目	人数(人)	割合(%)
① 専業農家	1	13
② 第1種兼業農家(農業収入を他の収入より主とする農家)	3	38
③ 第2種兼業農家(農業収入が併てある農家)	3	38
④ その他	1	13
合 計	8	100



### 2. 後継者についておたずねします。

項目	人数(人)	割合(%)
① いる	1	11
② 現在ないが、将来、子供が農業後継者となる予定	3	33
③ いない	5	56
合 計	9	100

(9/11人回答)

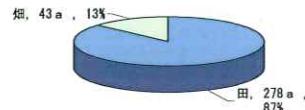


### 3. あなたの家の現在の農業状況について教えて下さい。

(1) 農地(現況状況) 所有面積は、全部でどのくらいありますか。

項目	面積(a)	割合(%)
① 田	278	87
② 畑	43	13
合 計	321	100

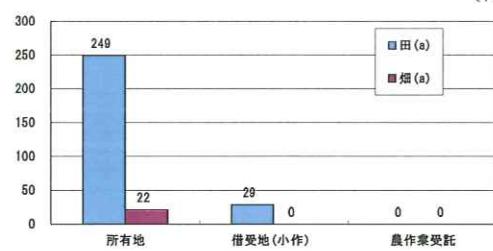
(7/11人回答)



(2) 耕作面積は、全部でどのくらいありますか。(田・畑別で記入して下さい)

項目	田(a)	畑(a)
ア 所有地	249	22
イ 借受地(小作)	29	0
ウ 農作業受託	0	0
合 計	278	22

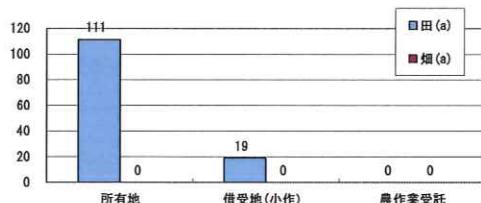
(7/11人回答)



(3) 上記(2)のうち、地区内はどのくらいありますか。

項目	田(a)	畠(a)
ア 所有地	111	0
イ 借受地(小作)	19	0
ウ 農作業受託	0	0
合 計	130	0

(6/11人回答)



(4) あなたが地区内に貸し付けている農用地があれば記入して下さい。

項目	田(a)	畠(a)
貸し付けている農用地	0	0
合 計	0	0

(0/11人回答)

(5) あなたが地区内に農作業を委託している農用地があれば記入して下さい。

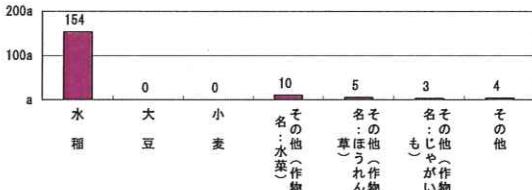
項目	田(a)	畠(a)
委託している農用地	0	0
合 計	0	0

(0/11人回答)

(6) あなたの家では、現在、地区内でどのような作物をどのくらい作付していますか。

項目	面積(a)
① 水 稲	154
② 大 豆	0
③ 小 麦	0
④ その他 (作物名:水菜)	10
⑤ その他 (作物名:ぼうれん草)	5
⑥ その他 (作物名:じゃがいも)	3
⑦ その他 (作物名:玉ねぎ、キャベツ)	4
合 計	175

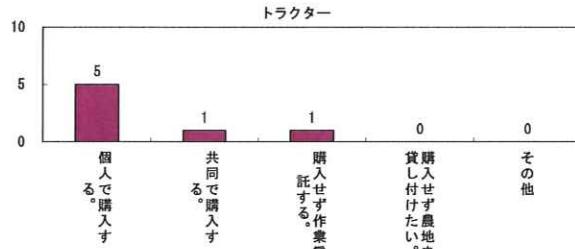
(6/11人回答)



(8) 現在、個人または共同で利用している農業機械が更新期をむかえたとき、どのように対応されますか。

項目	人数(人)	割合(%)
① 個人で購入する。	5	71
② 共同で購入する。	1	14
③ 購入せず作業委託する。	1	14
④ 購入せず農地を貸し付けたい。	0	0
⑤ その他	0	0
合 計	7	100

(7/11人回答)

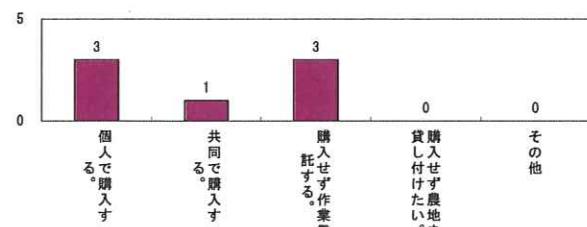


B. 田植え機

項目	人数(人)	割合(%)
① 個人で購入する。	3	43
② 共同で購入する。	1	14
③ 購入せず作業委託する。	3	43
④ 購入せず農地を貸し付けたい。	0	0
⑤ その他	0	0
合 計	7	100

(7/11人回答)

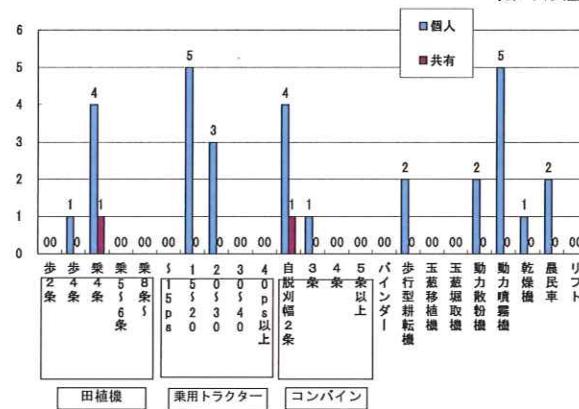
田植え機



(7) 農業機械の所有について。

能力	個人	共有
歩2条	0	0
歩4条	1	0
歩4条	4	1
歩5~6条	0	0
歩8条~	0	0
~15ps	0	0
15~20	5	0
20~30	3	0
30~40	0	0
40ps以上	0	0
自脱刈幅2条	4	1
3条	1	0
4条	0	0
5条以上	0	0
バインダー	0	0
歩行型耕耘機	2	0
玉葱移植機	0	0
玉葱収穫機	0	0
動力散粉機	2	0
動力噴霧機	5	0
乾燥機	1	0
農民車	2	0
リフト	0	0
合 計	30	2

(6/11人回答)

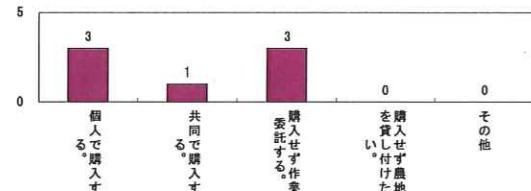


C. コンバイン

項目	人数(人)	割合(%)
① 個人で購入する。	3	43
② 共同で購入する。	1	14
③ 購入せず作業委託する。	3	43
④ 購入せず農地を貸し付けたい。	0	0
⑤ その他	0	0
合 計	7	100

(7/11人回答)

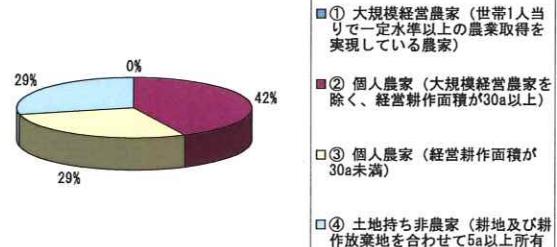
コンバイン



(9) 農業経営形態について該当する番号を選んでください。

項目	人数(人)	割合(%)
① 大規模経営農家 (世帯1人当たり一定水準以上の農業取得を実現している農家)	0	0
② 個人農家 (大規模経営農家を除く、経営耕作面積が30a以上)	3	43
③ 商人農家 (経営耕作面積が30a未満)	2	29
④ 土地持ち非農家 (耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している非農家)	2	29
合 計	7	100

(7/11人回答)

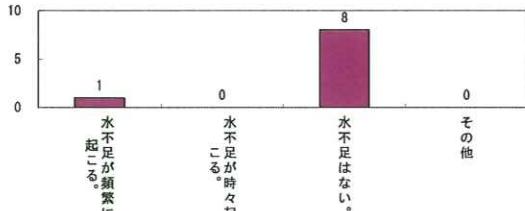


#### 4. 地区内の用水状況についてお尋ねします。

(1)水不足の状況について該当する項目を記入してください。

項目	人数(人)	割合(%)
① 水不足が頻繁に起こる。	1	11
② 水不足が時々起こる。	0	0
③ 水不足はない。	8	89
④ その他	0	0
合 計	9	100

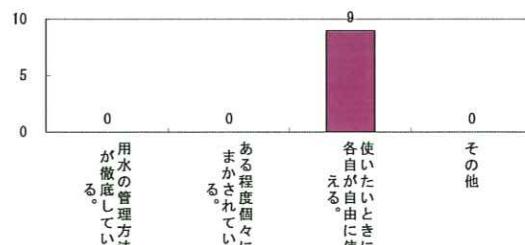
(9/11人回答)



(2)用水の管理方法について該当する項目を記入してください。

項目	人数(人)	割合(%)
① 用水の管理方法が徹底している。	0	0
② ある程度個々にまかされている。	0	0
③ 使いたいときに各自が自由に使える。	9	100
④ その他	0	0
合 計	9	100

(9/11人回答)

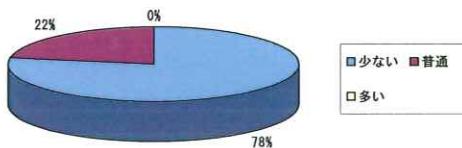


#### イ 自然災害

項目	人数(人)	割合(%)
① 少ない	7	78
② 普通	2	22
③ 多い	0	0
合 計	9	100

(9/11人回答)

自然災害

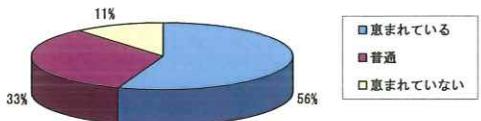


#### ウ 公園・緑地・広場

項目	人数(人)	割合(%)
① 恵まれている	5	56
② 普通	3	33
③ 恵まれていない	1	11
合 計	9	100

(9/11人回答)

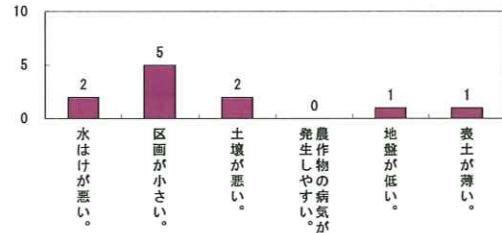
公園・緑地・広場



#### (3)現在の田の状況について当てはまる項目をすべて記入してください。

項目	人数(人)	割合(%)
① 水はけが悪い。	2	18
② 区画が小さい。	5	45
③ 土壌が悪い。	2	18
④ 農作物の病気が発生しやすい。	0	0
⑤ 地盤が低い。	1	9
⑥ 表土が薄い。	1	9
合 計	11	100

(6/11人回答)



#### 5. 農村生活環境についてお尋ねします。

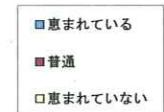
(1)以下の項目について、あなたがお住まいの集落では、①～③のどれが当てはまりますか。

##### ア 自然環境

項目	人数(人)	割合(%)
① 恵まれている	6	67
② 普通	2	22
③ 恵まれていない	1	11
合 計	9	100

(9/11人回答)

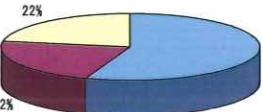
自然環境



#### 工 道路の整備状況

項目	人数(人)	割合(%)
① 整備されている	5	56
② 普通	2	22
③ 整備されていない	2	22
合 計	9	100

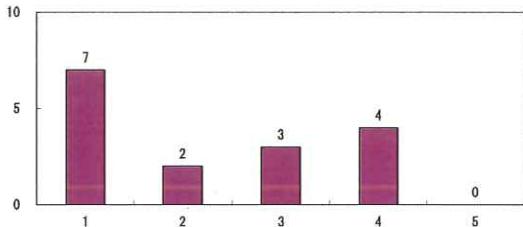
(9/11人回答)



(2)今後の集落整備の方向として、望ましいと思う項目を選んで下さい。

項目	人数(人)	割合(%)
① 都市部と近接した条件を生かしながら、新たな農業展開や緑豊かな生活環境整備を進めていく。	7	44
② 高齢化が進み独居老人等が増えてるので、地域ぐるみのケア体制を整えていく。	2	13
③ 人口減によって、適正な集落規模が維持できなくなる懼れがあるため、2男、新規就農者への優良宅地の確保を進めていく。	3	19
④ ふるさとの自然環境をまちり、多様な生き物が住める環境づくりを進めていく。	4	25
⑤ その他	0	0
合 計	16	100

(9/11人回答)



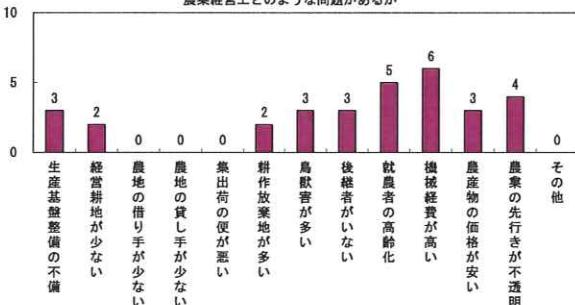
## 6. 農業経営上の問題についておたずねします。

(1)あなたが住む集落では農業経営上どのような問題がありますか。

項目	人数(人)	割合(%)
① 生産基盤整備の不備	3	10
② 経営耕地が少ない	2	6
③ 農地の借り手が少ない	0	0
④ 農地の貸し手が少ない	0	0
⑤ 集出荷の便が悪い	0	0
⑥ 耕作放棄地が多い	2	6
⑦ 鳥獣害が多い	3	10
⑧ 後継者がない	3	10
⑨ 就農者の高齢化	5	16
⑩ 機械経費が高い	6	19
⑪ 農産物の価格が安い	3	10
⑫ 農業の先行きが不透明	4	13
⑬ その他	0	0
合 計	31	100

(8/11人回答)

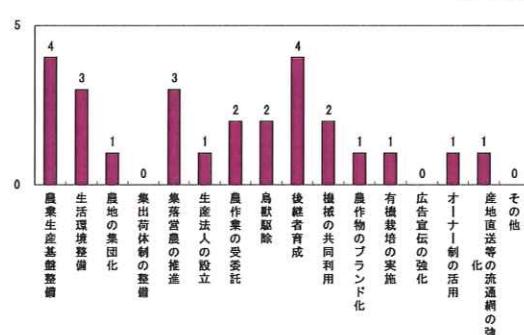
農業経営上どのような問題があるか



(2)その問題を解決するには何をすればよいと思いますか。

項目	人数(人)	割合(%)
① 農業生産基盤整備	4	15
② 生活環境整備	3	12
③ 農地の集団化	1	4
④ 集出荷体制の整備	0	0
⑤ 集落営農の推進	3	12
⑥ 生産法人の設立	1	4
⑦ 農作業の受託	2	8
⑧ 鳥獣駆除	2	8
⑨ 後継者育成	4	15
⑩ 機械の共同利用	2	8
⑪ 農作物のブランド化	1	4
⑫ 有機栽培の実施	1	4
⑬ 広告宣伝の強化	0	0
⑭ オーナー制の活用	1	4
⑮ 产地直送等の流通網の強化	1	4
⑯ その他	0	0
合 計	26	100

(9/11人回答)



## 7. 現況の維持管理について、以下の設問のお答ください。

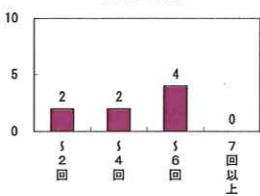
項目	人数(人)	割合(%)
① 草刈りは、年何回しますか		
回答		
~2回	2	25
~4回	2	25
~6回	4	50
7回以上	0	0
合 計	8	100

(7/11人回答)

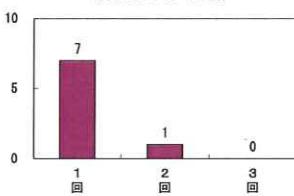
項目	人数(人)	割合(%)
② 水路の泥さらいは、年何回しますか		
回答		
1回	7	88
2回	1	13
3回	0	0
合 計	8	100

(7/11人回答)

草刈りの回数



水路の泥さらいの回数



# 圃場整備に関する地権者対象アンケート調査結果(平成22年2月実施)

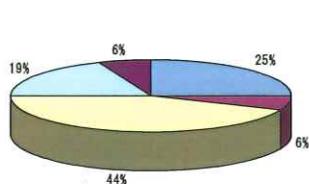
## 《圃場整備計画について》

### 1. ほ場整備計画についてお尋ねします。

(1)非農用地の必要性について。(該当する項目をすべて選んで下さい)

項目	人数(人)	割合(%)
① 農業用施設(農機具庫等)の用地をほ場整備を期に確保すべきである。	4	25
② 公園(広場)をほ場整備を期に確保すべきである。	1	6
③ 非農用地を確保したい。(農家住宅・2・3男分家住宅等目的用地)	7	44
④ 非農用地は不要である。	3	19
⑤ その他(永井谷線拡幅用地に充当)	1	6
合 計	16	100

(11/11人回答)



- 農業用施設(農機具庫等)の用地をほ場整備を期に確保すべきである。
- 公園(広場)をほ場整備を期に確保すべきである。
- 非農用地を確保したい。(農家住宅・2・3男分家住宅等目的用地)
- 非農用地は不要である。
- その他(永井谷線拡幅用地に充当)

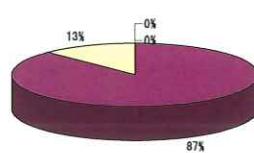
(3)(2)で選ばれた理由と、どういった整備をしてほしいかという要望があれば記入して下さい。  
(3/11人回答)

- ほ場に大型機械を入れる為の農道がないと、耕作放棄につながる。
- 用水路の維持が負担。
- バイオライン工事を望む。
- ほ場整備をするにあたり、小規模農場農家に対する農場の確保及び用水の安定供給。

(4)用水稻整備計画について該当する項目を記入してください。

項目	人数(人)	割合(%)
① 開水路方式がよい。(コンクリート製品による水路)	0	0
② 管水路(バイオライン)方式がよい。(水道と同じ方式)	7	88
③ どちらでもよい。	1	13
④ その他	0	0
合 計	8	100

(8/11人回答)



□ 開水路方式がよい。(コンクリート製品による水路)

□ 管水路(バイオライン)方式がよい。(水道と同じ方式)

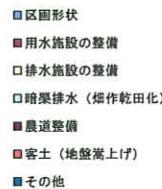
□ どちらでもよい。

□ その他

(2)ほ場整備計画において、特に必要な整備項目は何ですか。(1~2項目選んで下さい)

項目	人数(人)	割合(%)
① 区画形状	4	24
② 用水施設の整備	7	41
③ 排水施設の整備	1	6
④ 暗渠排水(畑作乾田化)	1	6
⑤ 農道整備	4	24
⑥ 寄土(地盤嵩上げ)	0	0
⑦ その他	0	0
合 計	17	100

(9/11人回答)

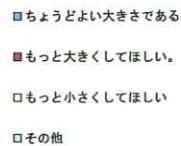


### 2. ほ場の区画形状について

(1)ほ場整備事業の標準区画は国の基準により1筆3反(3,000m<sup>2</sup>)を考えていますが、これについての意見で該当する項目を記入してください。

項目	人数(人)	割合(%)
① ちょうどよい大きさである。	3	33
② もっと大きくしてほしい。	0	0
③ もっと小さくしてほしい	6	67
④ その他	0	0
合 計	9	100

(9/11人回答)



(2)(1)で②、③を選ばれた方について、どれくらいの大きさがよいと思われますか?

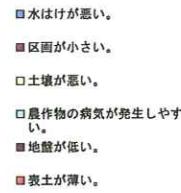
(4/11人回答)

区画の大きさ	長辺 × 短辺	人数(人)
2反	100m×20m 50m×40m	3
1反	50m×20m	1

(3)現在の田の状況について当てはまる項目をすべて記入してください。

項目	人数(人)	割合(%)
① 水はけが悪い。	7	26
② 区画が小さい。	8	30
③ 土壌が悪い。	3	11
④ 農作物の病気が発生しやすい。	1	4
⑤ 地盤が低い。	5	19
⑥ 表土が薄い。	3	11
合 計	27	100

(9/11人回答)



(5)その他用水に関する意見・要望等ありましたら記入してください。

(2/11人回答)

- 充分な水量の確保が対応必要。

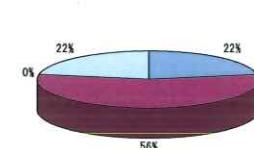
○ 管水路方式の用水路を希望しますが、後年度に再補修が極力起こりにくい方法で採用して欲しい。

### 3. 換地計画について

(1)換地計画(工事後の土地の配分計画)に当たり、あなたは、農地面積の増減についてどう考えていますか。

項目	人数(人)	割合(%)
ア 清算金を払って土地を増やしたい。	2	22
イ 増減の希望はない。	5	56
ウ 清算金によっては、一部の土地を手はなしてもよい。	0	0
エ 清算金によっては、全部の土地を手はなしてもよい。	2	22
合 計	9	100

(9/11人回答)



□ 清算金を払って土地を増やしたい。

□ 増減の希望はない。

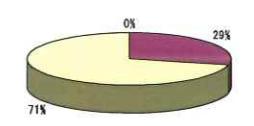
□ 清算金によっては、一部の土地を手はなしてもよい。

□ 清算金によっては、全部の土地を手はなしてもよい。

(2)あなたは、集落営農とは別に個人扱い手として今の耕作面積を大きくするために農用地を借受けたり又は農作業の受託をしたいと思っていますか。

項目	人数(人)	割合(%)
ア 条件が折り合えば、借りるか農作業の受託によって耕作面積を広げたい。	0	0
イ そのような考え方はあるが、しばらく様子をみたい。	2	29
ウ そのような考え方全くない。	5	71
合 計	7	100

(7/11人回答)



□ 条件が折り合えば、借りるか農作業の受託によって耕作面積を広げたい。

□ そのような考え方はあるが、しばらく様子をみたい。

□ そのような考え方全くない。

(4)あなたは、換地（配分）地積を定める基本となる従前の土地の地積の基準について、どのような方法がよいと思いますか。

項目	人数(人)	割合(%)
ア 登記簿地積を基準とする。	3	43
イ 登記簿地積図を基準とするが、立会証明書を添付して申し出があった場合は、その申し出のあった地籍とする。	3	43
ウ 区域内の全てを測量した実測地積図を基準とする。（測量費用及びその他申請費用は個人負担）	1	14
合 計	7	100

(7/11人回答)

(6)農用地を集団化する場合いろいろな方法がありますが、あなたは次のうちのどの項目を考えて集団化したらよいと思いますか。（複数回答可）

項目	人数(人)	割合(%)
ア 部落（別府・井吹）ごとに、その部落の人の耕作地をできるだけ集める。（集落別集団化）	5	83
イ 土地条件によって区域（ブロック）を分け、その区域ごとに各農家の土地をできるだけ集め（ブロック別集団化）	1	17
ウ 住居の近くにあった土地は、できるだけ住居の近くに集める。（特殊地）	0	0
エ 他部落に所有する土地を自部落にあわせ移し集団化する（出入作の解消）	0	0
オ その他	0	0
合 計	6	100

(4/11人回答)

□登記簿地積を基準とする。



■登記簿地積図を基準とするが、立会証明書を添付して申し出があった場合は、その申し出のあった地籍とする。

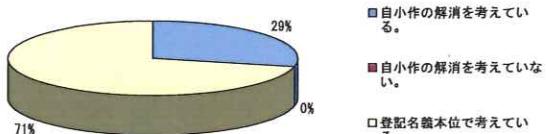
□区域内の全てを測量した実測地積図を基準とする。(測量費用及びその他申請費用は個人負担)

(5)あなたは、換地（配分）地積を定める基本となる従前の土地の地積の配分基準について、どのようにお考えですか。

項目	人数(人)	割合(%)
ア 小作の解消を考えている。	2	29
イ 小作の解消を考えていない。	0	0
ウ 登記名義本位で考えている。	5	71
合 計	7	100

(7/11人回答)

□自小作の解消を考えている。



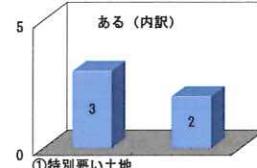
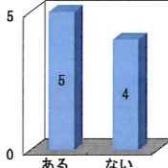
■自小作の解消を考えていない。

□登記名義本位で考えている。

(8)あなたは、工事後において、従前の土地（工事前の土地）の所有者に換地する方がよいと思われる特別悪い土地、又は特別良い土地があると思いますか。

項目	人数(人)
ア ある	
①特別悪い土地	3
②特別良い土地	2
イ ない	4
合 計	9

(7/11人回答)



(9)あなたは、その他換地を定めるに当たり、特別な配慮を必要とする土地があると思いますか。

項目	人数(人)	割合(%)
ア ある	0	0
イ ない	8	100
合 計	8	100

(8/11人回答)

0%



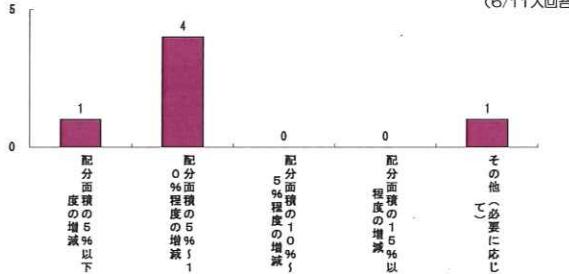
■ある ■ない

(10)換地の配分では、区画の大きさや技術上の理由で、計算で出した配分面積通りの面積が配分できない場合があります。

この場合、あなたは金銭で清算するとして、配分面積の増減はどの程度ならやむを得ないと思いますか。

項目	人数(人)	割合(%)
ア 配分面積の5%以下程度の増減	1	17
イ 配分面積の5%～10%程度の増減	4	67
ウ 配分面積の10%～15%程度の増減	0	0
エ 配分面積の15%以上程度の増減	0	0
オ その他（必要に応じて）	1	17
合 計	6	100

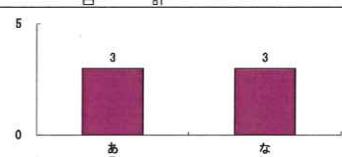
(6/11人回答)



(11)あなたは、公営整備の予定区域内で新たに建物（農家住宅、農業倉庫等）を設置したり移転したりするために、農用地を転用する計画はありますか。

項目	人数(人)	割合(%)
ア ある	3	50
イ ない	3	50
合 計	6	100

(6/11人回答)



あると回答

1. 農家住宅

(12) 土地評価は、それぞれの土地の自然条件及び利用条件について点数により評価し、その点数に基づいて等位を評定し、この等位ごとの評価格を定めて從前の土地と換地の土地条件が見合っているかどうかを判断し、また、見合っていない場合には金銭で清算する根拠となります。

この土地評価について、次の事項に回答して下さい。

- ① 土地の評価は、地区内の工事前の農用地の内、条件差（特別条件の良い土地や悪い土地）のない土地を標準地として定め、標準地の評価点数（100点）との比較により各土地の評価額を定めたいと考えていますが、あなたがほ場整備区域のなかで標準地、最も高い土地、最も安い土地と思う農用地の10アール（1反）当たり価格はどのくらいだと思いますか。

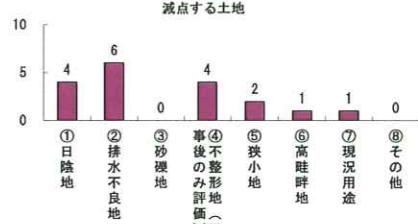
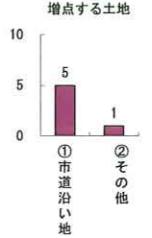
(3/11人回答)

ア. 標準地の10アール (1反) 当り価格	イ. 最も高い土地の10アール (1反) 当り価格	ウ. 最も安い土地の10アール (1反) 当り価格			
価格(万円)	人數(人)	価格(万円)	人數(人)	価格(万円)	人數(人)
300	2	400	1	150	1
600	1	450	1	200	1
		1000	1	300	1

- ② 標準地との比較は、農家の皆さんのお意見を参考にして、土地の良い悪いの評価項目を決めて行うこととしていますが、この地区では、どのような項目を取り上げたらよいと思われますか。

項目		人數(人)
ア	増点する土地（道路受益）	
	①市道沿い地	5
	②その他 (整形地)	1
イ	減点する土地	
	①日陰地	4
	②排水不良地	6
	③砂礫地	0
	④不整形地（工事後のみ評価）	4
	⑤狭小地	2
	⑥高畦畔地	1
	⑦現況用途	1
	⑧その他	0
合計		24

(6/11人回答)



## 里づくり計画に関する上位計画

北別府地区における里づくり計画を策定する際の前提となる上位計画として、以下のものが挙げられます。

### (1) 第5次神戸市基本計画

平成5(1993)年9月に「新・神戸市基本構想」が策定された後、これを受けて平成23(2011)年2月に2025年を目標として策定されたもので「神戸づくりの指針」「神戸2015ビジョン」「各区計画」から構成されています。

#### ①神戸づくりの指針

市の最高理念である「新・神戸市基本構想」目標年次である2025年(平成37年)に向けた、長期的な神戸づくりの方向性を示す指針であり、変化する社会経済情勢のもとにおいても行動基準となるものです。

神戸の都市を「まちのゾーン」「田園ゾーン」「みどりのゾーン」に大別し、このうち「田園ゾーン」は、「人と自然との共生ゾーン」を中心とした農地・集落・里山など農業・生活・自然の豊かな維持・活用すべきゾーンとしており、良好な田園環境を保全・育成するとともに、少子・超高齢化の進展に伴う担い手不足に対応するため、里づくりの取り組みなどにより集落の活性化を目指すこととしています。

#### ②神戸2015ビジョン

神戸づくりを戦略的に進めていくため、2015年度(平成27年度)を目標年次とする5年間の実行計画の役割を担うのが「神戸2015ビジョン」です。

本計画は、各部局で策定される部門別計画と相互に補完・連携を図る関係にあります。産業振興局の農政部門では、「こうべ農漁業ビジョン2015」があります。

#### ③各区計画

各区の個性や特性を活かし、生活に密着した分野を中心に、区民と目標を共有し協働で取り組むための計画として、各区の区民まちづくり会議が中心となって策定するものです。



## (2) こうべ農漁業ビジョン 2015

神戸市では、「神戸市農漁業ビジョン2010」を定め、「元気と魅力あふれた個性豊かな農漁業の持続的な発展」と、「市民と農漁業・食との“新たななきずな”的創造」を基本理念として掲げています。

担い手の不足、農漁業所得の減少など、農漁業を取り巻く情勢が、予想を超える速さで変化する状況の中で、世界とふれあう都市にふさわしい、国際色豊かで時代を先取りした「神戸らしい農漁業」をめざすために、「情報」の収集・発信・活用を重点的に取組み、「人づくり」「ものづくり」「地域づくり」を実現し、2015年をめざす新たな指針として、「こうべ農漁業ビジョン2015」が策定されています。

「里づくり」については、「人づくり」や「地域づくり」をテーマとした中で、取り上げられています。

## (3) 西区計画

西区は全体計画として「美しいまち西区 新しい田園都市をめざして」をメインテーマとし、西区の特色である自然に恵まれた緑豊かなまちなみを保ち、農村地域・ニュータウン・産業団地がそれぞれの魅力を活かし、相互の交流と連携を通じて、区民が安心して、健康に、共に暮らせるまちを目指しています。

「里づくり」については、「交流・共生」をテーマとした中で、重点項目として取り上げられています。

#### (4) 神戸市農業振興地域整備計画

市域農業について、市街地と農業地域とが有機的に調和し、都市機能の発揮に寄与できるよう以下の3つの方向から保全育成に努めることとされています。

①大都市に立地する有利性を活かして、需要に応じた生産と生産性の向上を図る。そのために米及び麦、園芸、畜産の3部門を土地利用及び農業経営の面で有機的に連携させる。また農地の流動化を促進して中核的扱いを中心とした農業を確立する。

②可能な限りは場整備事業等の土地基盤整備事業を実施し、経営規模の拡大を図る。また生産及び集出荷販売の合理化を図るために農業近代化施設を適切に配置し、整備する。

③農業集落の保健性・快適性・利便性・文化性・安全性を向上させるため、緊急災害時にも対応した道路・下水道の整備、集会施設、農村公園、体育施設等の生活環境施設の整備を図る。

さらに各論として農用地利用計画、農業生産基盤整備計画、農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、農業近代化施設整備計画、農村生活環境施設整備計画、活力あるむらづくりに関する計画があります。そのうち、農業近代化施設整備計画の中の施設野菜、露地野菜の主産地化の項目が北別府地区に関連する項目として挙げられます。

#### (5) ひょうご美しいむらづくり基本指針

農山漁村地域の住民が主体となって、自然や景観、伝統文化など魅力ある地域資源を保全活用し、県民の参画と協働のもとに自らの地域の元気を引き出すことを目的に、兵庫県が平成16年11月に策定した地域づくりの基本指針です。